



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 日本ピラー工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岩波 清久  
(コード番号 6490 東証第1部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 大崎 眞仁  
(TEL. 06-6305-1781)

## 「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部改定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役、執行役員を構成メンバーとする「企業倫理委員会」、「CSR委員会」を設置し、法令・定款及び社内規程の遵守・徹底を図っております。取締役、執行役員及び使用人には、「コンプライアンス規程」に基づき必要に応じて社内研修会を実施し、法令遵守の周知徹底を図っております。また、社内（当社グループ会社を含む。）の不正行為等に関する社員からの通報又は相談に対応するため、通報者には不利益を及ぼさないことを保障した「内部通報規程」を定めております。
- (2) 取締役、執行役員及び使用人一人ひとりが法令、社内規程、社会通念等を遵守した行動をとるための規範として「企業倫理規範」や「企業行動基準」を定め、社員ハンドブックを作成し、その周知徹底を図っております。
- (3) 当社及び当社グループ会社の取締役は、適正な財務報告を行うことが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識のもと、財務報告の適正性を確保・維持するための体制を継続的に整備しております。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令上保存を義務づけられた書類及び重要な書類については、「文書管理規程」などの社内規程に基づき適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程などの見直しを行うものとしております。

### 3. 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括するため、「危機管理委員会」を設置するとともに、事業活動に係るリスクについて、その迅速な対応を行うことを目的として、当社及び当社グループ会社が共有する「危機管理規程」を定め、同規程に基づいたリスク管理体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、社長の指名を受けた者を本部長とする対策本部を設置し、損害・影響等を最小限にとどめるための体制を立ち上げ、迅速な対応にあたることにしております。また、リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、「情報開示委員会」を設置し、適時適切な情報開示を行う体制を構築しております。

#### 4. 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を経営方針、重要事項等の意思決定機関及び業務執行の監督機関として位置づけ、取締役会が決定した経営方針等に従って執行役員が業務を執行する執行役員制度により、効率的な執行体制を確保いたします。また、取締役会付議事項の事前審議、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る審議を目的とした執行役員が出席する経営会議を定期的に開催しております。
- (2) 当社及び当社グループ会社は、取締役会を定例的に開催し、また必要に応じて臨時に開催することにより、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。
- (3) 「取締役会規程」、「執行役員規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等社内規程に基づき、職務権限及び意思決定ルールにより、取締役並びに執行役員の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

#### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づく決裁及び報告による子会社経営の管理を行うものとしておりますが、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うこととしております。また、内部監査部門は、当社及び当社グループ会社の内部監査を定期的実施しております。
- (2) 当社の「企業倫理規範」や「企業行動基準」は、当社グループ会社すべてに適用する行動指針として位置づけ、当社が作成した社員ハンドブックを配布し、法令、社内規程、社会通念等遵守の周知徹底を図っております。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき専任の使用人を配置してはおりませんが、必要に応じて内部監査室が補助業務を行う体制をとるものとしております。また、監査役がその職務を補助すべき専任の使用人を配置する場合は、その任命・異動等については、取締役と監査役が意見交換のうえ決定することとし、取締役からの独立性を確保いたします。当該使用人は、会社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役がその職務の補助に従事するものとしております。

#### 7. 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制 その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告及び情報提供を行っております。
- (2) 監査役は、取締役会、経営会議等主要会議に出席するほか、業務執行に関する重要な文書の閲覧等により、取締役及び執行役員の業務執行につき監査を行うとともに、必要に応じて取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。
- (3) 当社は、監査役へ報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、周知徹底を図っております。

#### 8. その他監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役がその職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

- (1) 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見交換を行い、緊密な連携をとっております。
- (2) 当社は、監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役がその職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

## 9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

- (1) 「企業倫理規範」「企業行動基準」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係をもたず、これらの圧力に対しても毅然とした態度で臨み、断固として対決して、その圧力を排除することを基本方針としております。
- (2) 「民事暴力対策規程」を定め、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署及び責任者を整備しております。
- (3) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築しております。

以 上